

議員提出議案について

平成29年第3回筑紫野市議会定例会（6月）において、次の発議を提案し、可決しましたので、その内容をお知らせします。

発議第3号	国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書について
<p>【趣旨】</p> <p>日本国憲法は昭和22年5月6日の施行以来70年間、一度も改正も行われておらず、この間、我が国をめぐる内外情勢に大きな変化が生じております。こうしたことに鑑みれば、憲法についても直面する諸課題から国家と国民の安全安心を確保し、環境、福祉の向上を図る内容であることが強く求められております。</p> <p>このような状況の中、国会でも平成19年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され憲法論議が始められております。</p> <p>憲法は、国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと主権者である国民が幅広く論議をし、その結果が反映されるべきであります。よって、国におかれては、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求め、意見書を提出するもの。</p>	